（総務課の所掌事務）

第四十六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～八　略］

（接遇課の所掌事務）

第四十七条　接遇課は、国賓及びこれに準ずる賓客の接遇の実施に関する事務をつかさどる。

（運営課の所掌事務）

第四十八条　運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　迎賓館の参観に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、特定の政策目的の達成に資するための迎賓館の施設の利用に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、迎賓館の運営に関すること。

第四十九条　［略］

第五十条　［略］

第五十一条　［略］

（京都事務所に置く課）

第五十二条　［1・2　略］

3　運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　京都迎賓館の参観に関すること。

三　前号に掲げるもののほか、特定の政策目的の達成に資するための京都迎賓館の施設の利用に関すること。

四　前二号に掲げるもののほか、京都迎賓館の運営に関すること。

○内閣府令第十二号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
（総務課の所掌事務）	（庶務課の所掌事務）
第四十六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第四十六条**　庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～八　略］	［一～八　同上］
（接遇課の所掌事務）	（運営課の所掌事務）
第四十七条　接遇課は、国賓及びこれに準ずる賓客の接遇の実施に関する事務をつかさどる。	**第四十七条**　運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　国賓及びこれに準ずる賓客の接遇を行うこと。 二　迎賓館の運営に関すること。 三　迎賓館の参観に関すること。
（運営課の所掌事務）	［条を加える。］
第四十八条　運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　迎賓館の参観に関すること。 二　前号に掲げるもののほか、特定の政策目的の達成に資するための迎賓館の施設の利用に関すること。 三　前二号に掲げるもののほか、迎賓館の運営に関すること。	
第四十九条　［略］	**第四十八条**　［同上］
第五十条　［略］	**第四十九条**　［同上］
第五十一条　［略］	**第五十条**　［同上］
（京都事務所に置く課）	（京都事務所に置く課）
第五十二条　［1・2　略］	**第五十一条**　［1・2　同上］
3　運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。	3　運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　［略］	一　［同上］
二　京都迎賓館の参観に関すること。	二　京都迎賓館の運営に関すること。
三　前号に掲げるもののほか、特定の政策目的の達成に資するための京都迎賓館の施設の利用に関すること。	三　京都迎賓館の参観に関すること。
四　前二号に掲げるもののほか、京都迎賓館の運営に関すること。	［号を加える。］
第五十三条　［略］	**第五十二条**　［同上］
第五十四条　［略］	**第五十三条**　［同上］
第五十五条　［略］	**第五十四条**　［同上］
第五十六条　［略］	**第五十五条**　［同上］
（児童手当管理室並びに企画官及び業務管理体制検査官）	（児童手当管理室並びに企画官及び業務管理体制検査官）
第五十七条　［1～6　略］ 7　企画官の定数は併任の者を除き三人と、業務管理体制検査官の定数は二人とする。	**第五十六条**　［1～6　同上］ 7　企画官の定数は、併任の者を除き三人と、業務管理体制検査官の定数は、二人とする。
（企画官）	［条を加える。］
第五十八条　総合海洋政策推進事務局に、企画官を置くことができる。 2　企画官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。 3　企画官は、命を受けて、総合海洋政策推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。	
第五十九条　［略］	**第五十七条**　［同上］
第六十条　［略］	**第五十八条**　［同上］
第六十一条　［略］	**第五十九条**　［同上］
附　則	**附　則**
（本府に置かれる企画官の設置期間の特例） 3　本府に置かれる企画官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。 4　本府に置かれる企画官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。 5　［略］	（本府に置かれる企画官の設置期間の特例） 3　本府に置かれる企画官（併任の者を除く。）のうち二人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。 ［項を加える。］ 4　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三